

届出事項の異動届

(届出年月日) 令和 年 月 日

総務大臣 殿
福岡県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 【署名又は記名押印】

※異動後の内容で記入し届け出ること
届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

異動事項	異 動 内 容			異動年月日
団体名称 (*)	新	(ふりがな)		令和 年 月 日
	旧			
主たる事務所の所在地 (*)	新	〒 福岡県 電 話 - -		令和 年 月 日
	旧	福岡県		
		氏 名	住 所	新の生年月日 異動年月日
代 表 者 (*)	新	(ふりがな)	〒 電 話 - -	令和 年 月 日
	旧			
会 計 責 任 者	新	()	〒 電 話 - -	令和 年 月 日
	旧			
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	新	()	〒 電 話 - -	令和 年 月 日
	旧			
そ の 他	☐ 規約（規約の異動は新しい規約を添付すること。なお名称の変更は規約の添付が必要。） ☐ 課税上の優遇措置（ ☐ 無から有へ ☐ 有から無へ） ☐ その他（ ）			令和 年 月 日
国会議員関係政治団体の区分	新	☐ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体(1号) ・代表者である公職の候補者に係る公職の種類（新）[] ☐ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体(2号) (ふ り が な) ・公職の候補者の氏名（新）[] ・公職の候補者に係る公職の種類（新）[] ☐ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体(3号) (ふ り が な) ・主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名（新）[] ・主催する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（新）[] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（新）[] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（新）[] ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体		令和 年 月 日
	旧	☐ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体(1号) ・代表者である公職の候補者に係る公職の種類（旧）[] ☐ 法第19条の7第1項第号に係る国会議員関係政治団体(2号) ・公職の候補者の氏名（旧）[] ・公職の候補者に係る公職の種類（旧）[] ☐ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体(3号) ・主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名（旧）[] ・主催する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（旧）[] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（旧）[] ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（旧）[] ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体		

※ 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
※ 資金管理団体で(*)欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。

(届出事項の異動届 備考)

- 1 この届は、異動の日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
なお、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体に該当することとなった場合は、該当した日（国会議員の候補者等が代表者となった日または代表者が国会議員の候補者等となった日）から7日以内に、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当することとなった場合は、法第19条の8第1項の規定による通知（国会議員関係政治団体に該当する旨の通知）を受けた日から7日以内に、郵便によることなく持参提出しなければならないこと。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 該当する「□」に「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号〇〇会館〇号室」又は「福岡県〇〇郡〇〇町大字〇〇1234番地」というように詳細に記載すること。